

社会福祉法人芹沢福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芹沢福社会の役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 当法人の役員は非常勤勤務とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事及び監事が評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	15,000円 を限度とする。	3,000円 (源泉 税控除後)	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

第6条 役員への報酬の支給は、当日現金で支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の年度総額)

第9条 この法人の全理事の報酬等の年度の総額は、30万円以内とし、この法人の全監事の報酬等の年度の総額は、10万円以内とする。

附 則

この規程は、令和1年6月18日より適用する。

この規程は、令和6年6月20日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬(日額)	費用弁償
理事会出席報酬	3,000円 (源泉所得税控除後)	0円

別表 2

名 称	報 酬(日額)	費用弁償
評議員会出席報酬	3,000円 (源泉所得税控除後)	0円

別表 3

名 称	報 酬(日額)	費用弁償
理事長・理事業務報酬 (日額)	3,000円 (源泉所得税控除後)	支給無
監事監査指導報酬等 (日額)	3,000円 (源泉所得税控除後)	支給無